



## ひとりぼっち ゼロ PROJECT

ニュース No.67  
2024.7.1映画『沈黙の50年』完成先行上映会に656人  
5月4日 新長田ピフレホール  
「今日は私たちの憲法記念日です!!」

多くの方々のご協力とご支援により完成した映画『沈黙の50年』の完成先行上映会を開催し、午前344人、午後312人、合わせて656人の方に映画を観ていただくことができました。



開会にあたって映画製作委員会の大矢暹委員長は前日の5月3日にちなんだ「今日は私たちの憲法記念日です。第13条、全て国民は人として尊重される。第14条、法の下の平等。このことが守られることを願ってこの映画を創った。今日の日を胸に刻みこの映画を広めていきましょう。」と参加者に呼びかけました。

映画は優生保護法の被害者である小林喜美子さんと寶二さんご夫妻の人生を軸にドキュメント映像と当時の差別による辛さ、赤ちゃんができた喜び、理不尽に赤ちゃんを失ったその時の様子が劇仕立ての映像で表現されていて、お二人の悲痛な思いがとてもよく伝わってきました。宿ったいのちを奪った母親、憎い母親の映像が強く残っていますが、国が法律を作り広めた優生思想よって鬼になり、子どもに不妊手術を受けさせ、生涯恨まれなければならなかった母親もまたこの法律の被害者ではなかったか…。

最後には全国の被害者の証言が映されましたが、優生保護法の下で全国で25,000人が手術を受けさせられたとされている中で提訴しているのは38人。まだまだ受けた被害を話さないで沈黙を続けている人がたくさんおられます。今後この映画が色々なところで上映され、優生保護法の被害や裁判についての理解が広まり被害を受けた人が共感し、勇気を出して声を上げられるようにみなさんのご協力をよろしくお願いします。

この日は、映画上映後に監督、プロデューサー、出演者の舞台挨拶があり主人公の小林寶二さんも登壇されてお花の贈呈がありました。



地域での映画上映会など映画に関するお問合せはこちらまで→ [chinmoku50.m@gmail.com](mailto:chinmoku50.m@gmail.com)

5月23日優生兵庫裁判  
第3次訴訟第4回期日(神戸地裁)

第4回期日では弁護団が「優生手術に関する書類を国が廃棄してしまったこと、原告らは手術の意味も何もわからない状況に長くおかれていたこと、国が原告らに手術の証拠提出を求めることは理不尽である。」と明確な意見陳述を行いました。

裁判所の情報保障の課題  
を述べる津田弁護士



報告集会

5月29日最高裁判所大法廷において  
優生保護法裁判の期日が開かれました  
～判決は7月3日(水)15時です!!～

最高裁判所  
を受ける  
小林喜美子  
さんの取材

この日は全国5か所の高裁で争ってきた原告らが地域の弁護団とともに入廷し、原告と弁護団による弁論がありました。いずれの原告も15名の裁判官の前に、これまでの苦しかった思いと訴えをこれが最後だと絞り出すように、亡くなった方

の思いも込めてしっかりと話しました。前に並ぶ裁判官は皆、原告を見つめて思いを受け止める様子がみられました。しかし、国の代理人はそれら原告の被害については一切触れず、除斥期間は法的に確立したもので、それを崩せば趣旨、目的が損なわれるとし、除斥期間の適用を主張するのみでした。